

25浪介福第14-1号
平成25年4月10日

復興大臣 根本 匠 様

浪江町長 馬場 有



東日本大震災に起因する原発事故による長期避難世帯を被災者生活再建支援法の長期避難世帯と認めるよう求める要望書

(趣旨)

今回の東日本大震災に起因する原発事故により、浪江町民をはじめとする多くの福島県民が故郷を離れ長期避難を余儀なくされています。国は、前政権の判断を改め、福島県が一刻も早く原発事故による長期避難区域の世帯を被災者生活再建支援法の長期避難世帯と認め支援金を支給できるようお認めくださいますようお願いするものです。

(理由)

被災者生活再建支援法は、自然災害による被災者に支援金を支給して、被災者の生活の再建を支援し、生活の安定と速やかな復興に資することを目的とした制度で、都道府県の自治事務ですが、長期避難世帯の認定については国との協議が必要とされています。

岩手県及び宮城県は、津波などで壊滅的な被害を受け、社会的インフラが失われた地域の世帯に家屋調査を待たずに支援金が支給できる支援法の長期避難世帯の認定をいち早く行っておりますが、国が原発事故による避難区域の長期避難世帯認定を認めないことから、福島県では支援金の支給ができず、浪江町をはじめとする原発避難地域では、震災後2年1か月経過した今なお支援金がほとんど受け取れない状態となっております。

前民主党政権下では、国は、被災者生活再建支援法の支給条件が自然災害の被害者のみであることから、国・東電の人災である原発事故の被害者は対象外と限定解釈して、福島県に認定しないよう働きかけておりますが、福島県及び浪江町をはじめとする双葉地方町村は、日本弁護士連合会、現与党となった公明党なども主張するように、今回の原発事故は地震・津波という自然災害がきっかけで引き起こされたものであり、法は自然災害に起因して起きた人災までは対象外としてないことから、一刻も早く、長期避難世帯認定をしていただくよう要望をし続けてきました。

前政権下では、今回の原発事故はすべて東電にあるとして、被災者の生活再建すら東電の賠償のみで対応されようと、自らの責任を顧みることはありませんでした。その結果、福島県内では、復旧復興が大幅に遅れるばかりか、避難生活が続き、今なお震災関連死により大切な人命が一人また一人と零れ落ちております。

被災者の生活再建には、国が責任を持って被災者すべて救済するという強いメッセージの発信とスピード感のある指導力が必要です。

つきましては、生活再建支援金をもってその強いメッセージとしていただきますようどうかご再考いただき早急に被災者の生活再建が成り立ちますようお願いいたします。

事務担当は、介護福祉課福祉係 湯川
電話 0243-62-0123 FAX0243-22-4261